

令和8年度 農作業労働賃金標準額表

この標準額表は、本町における一般的な農作業について、標準的な金額を
定めたものです。当事者間で協議するための『目安のひとつ』としてご利用
ください。
（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

	作業名	単価（消費税抜）	内容等	
日雇作業	農作業一般	8,300円	作業時間 1日8時間とする（1時間当たり1,037.5円）	
請負作業（農業機械（トラクター等）で道路を走るときは、作業終了後に泥などを落とすから走りましょう。）	育苗（硬化苗）	810円	1箱当たり	
	耕起ロータリー	一番耕	6,700円	
		二番耕	4,500円	
	耕起プラウ	7,700円		
	代かき	6,700円		
	田植機	7,200円	補植は含まず	
	稲刈（バインダー）	7,500円	結束ナワ付	
	ハーベスター	7,500円	カッター付 1,000円 増	
	コンバイン	乾燥まで（粃運搬含む）	31,800円	（内訳） 刈取 16,400円 乾燥 12,300円 運搬 3,100円
				湿田・倒伏田及び未整備田畑等は、相互の話し合いによる。
	粃摺り	600円	60kg（1俵）あたり	
	色彩選別	600円	60kg（1俵）あたり 粃摺りとの一連作業の場合は、200円とする。	
	動力畦ぬり	60円	1mあたり	
	肥料散布	1,600円	1品目100kg以下の場合とする。	
	堆肥散布	3,200円	運搬費は別途とする。	
	薬剤散布	900円		
	除草作業等			
	草刈りスライドモア（トラクター取付）	7,100円	オペレーター込み（畦畔は含まない）	
	モアによる除草（自走式）	4,900円	オペレーター込み（畦畔は含まない）	
	集草・反転	2,800円	オペレーター込み	
ロールベラー	7,100円	オペレーター込み		
搬出（圃場外まで）	2,800円	オペレーター込み		
大豆・麦・そば作業				
播種作業	5,600円	オペレーター込み		
汎用コンバイン刈取作業	麦	8,700円	オペレーター込み ※運搬費及び乾燥調整費は別途話し合いによる。	
	大豆・そば	7,900円		

- ※ 上記以外の農作業及び標準額が当てはまらない場合については、当事者間の話し合いによる。
- ※ 課税売上高が1,000万円を超える場合には、請負額には別途消費税が加算されます。
- ※ 令和8年度中に最低賃金に変更され、上記の作業賃金が最低賃金を下回る場合は、最低賃金の金額に読み替えるものとします。

広野町賃借料情報

令和7年度までに契約された賃借料（10a当たり）は次のとおりです。
 【賃借料】5,000円～10,000円（米による代替もあります。）
 【地区】夕筋・折木・上浅見川・下浅見川・上北迫・下北迫・箒平
 ※ 賃借料は「目安のひとつ」であり、契約を結ぶ際は当事者間で協議のうえ決定してください。

農地法関係の申請について

- 農地法3条の申請（農業委員会許可）
農地の売買・贈与・交換等をするとき。（農地の所有権移転・利用権設定等）
- 農地法第4条の申請（県知事許可）自己所有の農地を農地以外のものに転用するとき（宅地・山林等への転用）
- 農地法第5条の申請（県知事許可）第三者の農地を農地以外のものに転用するとき（宅地・工場用地等）
- 一時的な転用（最高3年を限度とする）の申請（県知事許可）
- ※農地改良（農地の田畑に盛土をして農地として作付け）についても届出をして下さい。
- ①許可を必要とする申請書等については、許可等を受けようとする月の前月の7日までに農業委員会まで提出してください。また、農地転用をするときは、必ず事前に許可を受けてから行って下さい。
- ②その他詳しいことは、農業委員及び農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局にご相談下さい。